

第2期美幌町自治推進委員会の審議にあたって

1 委員会の設置目的及び役割

(1) 設置目的

自治基本条例を実効性のあるものにしていくために、条例の運用状況等を町民側からの立場で見守り、条例の適正な進行管理を図るため設置します。

(2) 役割

- ① 自治基本条例に基づくまちづくりに関し、町長の諮問に応じて審議を行い答申します。
- ② 自治基本条例に基づく制度及び条例の運用状況等について、自ら審議を行い町長に提言をします。

《美幌町自治基本条例抜粋》

(美幌町自治推進委員会)

第 49 条 この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美幌町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

2 推進委員会は、町長の諮問に応じて審議を行い答申するものとします。

3 推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができます。

- (1) この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項
- (2) この条例の見直しに関する事項
- (3) 美幌町の自治の推進に関する基本的な事項

4 推進委員会は、委員 10 人以内をもって組織します。

5 委員の任期は 2 年とし、2 回まで再任されることができます。

6 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

2 審議事項

(1) 基本原則の推進

自治基本条例に掲げられている3つの基本原則（「情報共有」、「参加」、「協働」）を推進するため、その手法等について調査審議を行います。

《美幌町自治基本条例抜粋》

(基本原則)

第 4 条 町民、議会及び行政は、次に掲げる原則に基づき、美幌町の自治を推進するものとします。

- (1) 町民主体の原則 町民は、美幌町の自治の主体であり、その自治の一部を議会及び行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則 町民、議会及び行政は、町政に関する情報を共有します。
- (3) 参加の原則 町政及び地域社会の自治は、町民参加のもとに行われることを基本とします。
- (4) 協働の原則 町民、議会及び行政は、それぞれの役割及び責任において、協働して美幌町の自治を推進します。

(2) 運用状況等の進行管理

アクションプラン及び第1期推進委員会の提言に対する町の取組状況について調査審議を行います。

(3) 自治基本条例の検証

平成23年4月に自治基本条例が施行されて以降、この条例が時代の情勢に合致しているか、また、美幌町にふさわしいものであり続けているかなどについて調査審議を行います。

《美幌町自治基本条例抜粋》

(条例等の見直し)

第48条 町長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会経済情勢に適合しているかを検討するものとします。

2 町長は、前項に規定する検討に当たっては、別に定める美幌町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。

3 町長は、前 2 項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びその他の事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

3 委員会の進め方

- ① アクションプラン及び第1期推進委員会の提言に対する町の取組状況について事務局から説明、報告を行い、各委員からご意見をいただきます。
- ② 基本原則である「情報共有」、「参加」、「協働」について、効果的な手法について、委員会からご提案をいただきます。
- ③ 条例の見直しについて委員会からご提案をいただきます。

4 委員会開催予定

年度	回数	主な内容
H25	3 回程度	・ 参加、協働の仕組みと課題の検討について ・ 法令遵守推進条例(案)について ・ 第1期推進委員会の提言に対する取組について
H26	7 回程度	・ アクションプランの進捗管理について ・ 参加、協働の仕組みと課題の検討について ・ 自治基本条例の周知について(講演会等の開催) ・ 条例の見直しについて
H27	4 回程度	・ アクションプランの進捗管理について ・ 参加、協働の仕組みと課題の検討について ・ 自治基本条例の周知について(講演会等の開催) ・ 町長への提言内容の取りまとめ(町長へ提言)